

認知症施策推進計画

第1章

計画策定の趣旨

1 策定の趣旨

急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症の人の数は増加しています。令和4（2022）年の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障害（MC I : Mild Cognitive Impairment）の高齢者数は約559万人と推計され、その合計は1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備群といえる状況にあります。認知症の人の増加を見据え、国では、平成24（2012）年9月に「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン）、平成27（2015）年1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）、令和元（2019）年6月には「認知症施策推進大綱」を策定し、取組が進められてきました。そして、令和6年12月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、「認知症施策推進計画」が新たに策定されました。

本市では、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発による認知症バリアフリーの推進、認知症高齢者等の意思決定支援、認知症高齢者等とその家族が気軽に通える通いの場の推進、認知症に関する相談支援体制の構築、チームオレンジの推進、切れ目のない保健医療福祉サービスの提供等、認知症施策の一層の推進に努めてきました。

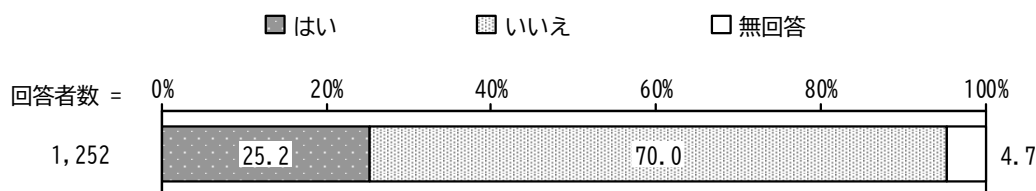
認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっているため、認知症の人にやさしい地域づくりを一層推進し、本市の認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。そこで、国がまとめた大綱に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくため、認知症施策推進計画を第10期計画と一体的に策定することとしました。

第2章 市の現状

1 アンケート結果

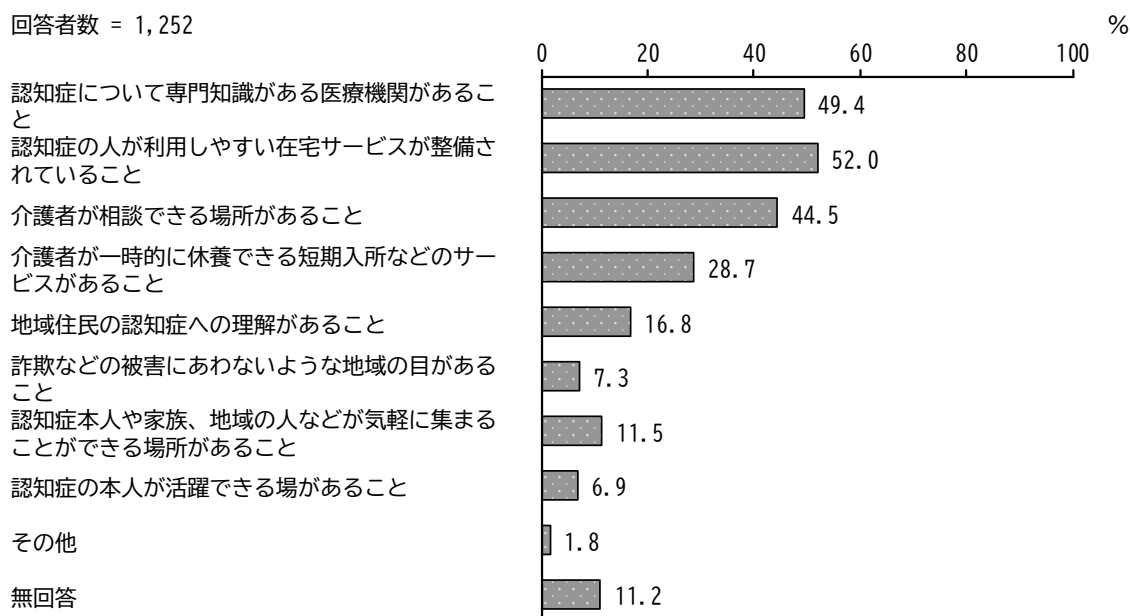
(1) 認知症に関する相談窓口の認知度

「はい」の割合が25.2%、「いいえ」の割合が70.0%となっています。



(2) 認知症になっても自宅での生活を続けるために、必要なこと

「認知症の人が利用しやすい在宅サービスが整備されていること」の割合が52.0%と最も高く、次いで「認知症について専門知識がある医療機関があること」の割合が49.4%、「介護者が相談できる場所があること」の割合が44.5%となっています。



第3章 基本的方向

1 基本方針

国の大綱や認知症施策推進計画の基本的な考え方において、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが示されています。

本計画の「基本的方向」や「基本的な施策」にもそれらの趣旨を盛り込むとともに、「基本施策」を柱として総合的な認知症対策を推進していきます。

2 基本的方向

基本的な方向は、大綱と認知症施策推進計画の「共生」と「予防」の考え方に沿って、認知症に対して正しい知識を持ち、認知症の人やその家族にやさしい地域を目指して、次のとおり基本的な考え方として定めます。

第4章

基本的な施策

基本施策1 認知症に対する正しい理解の普及

1-1 認知症の理解と知識の普及

認知症への正しい理解を市民一人ひとりの「自分事」として広め、地域全体で見守り、支え合える環境づくりを推進します。認知症への理解を深めるため、普及啓発イベントを実施し、認知症サポーター養成や認知症カフェの啓発に取り組みます。

【具体的な取組】

- (1) 普及啓発イベントの実施
- (2) 認知症サポーター養成
- (3) 認知症カフェの啓発
- (4) 認知症安心ガイド
- (5) 子育て・介護をしている人への支援

1-2 新しい認知症観の普及と本人発信の支援

認知症への理解を深め、本人の意思が尊重される共生社会を実現するため、普及啓発イベントや講演会、サポーター養成、認知症カフェ等の場を通じて「認知症とともに生きる宣言」の普及や本人発信の支援に取り組みます。

【具体的な取組】

- (1) 普及啓発イベントの実施
- (2) おたがいさまネット講演会
- (3) おれんじフェスティバル
- (4) 認知症サポーター養成講座
- (5) 認知症カフェ
- (6) 本人ミーティング
- (7) 「認知症とともに生きる宣言」の普及
- (8) おたがいさまねっと講演会などでポスターの掲示など

基本施策2 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援

2-1 認知症バリアフリーの推進

認知症へのバリアフリー化を推進し、誰もが外出しやすく自分らしく過ごせる環境を整えるため、認知症カフェやONEアクション研修、Sアラートの普及啓発、デジタル利活用を支えるスマホ教室の開催に取り組みます。

【具体的な取組】

- (1) 認知症カフェ
- (2) ONEアクション研修
- (3) 北名古屋市Sアラートの普及啓発
- (4) スマートフォン教室の開催

2-2 認知症の人への支援における連携の推進と認知症の人の社会参加の機会の確保

認知症の人が社会の一員として活動し続けられる環境を整えるため、本人ミーティングや認知症カフェ、チームオレンジの活動を通じて、多様な主体との連携を強化し、当事者の意思を尊重した社会参加の機会確保に取り組みます。

【具体的な取組】

- (1) 認知症の人への支援における連携の推進と認知症の人の社会参加の機会の確保
- (2) 本人ミーティング
- (3) 認知症カフェ
- (4) チームオレンジ

2-3 若年性認知症の人等への支援

若年性認知症特有の課題に応じた適切な支援体制を確立するため、専門のコーディネーターと密接に連携し、就労支援や社会参加、本人と家族の生活の質の維持に向けた切れ目のない相談・サポート体制の充実に取り組みます。

【具体的な取組】

- (1) 若年性認知症コーディネーターとの連携

基本施策3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

3-1 認知症の人の人と家族等に対する支援

認知症の人と家族が地域で安心して生活を継続できるよう、おれんじスペースの登録推進や見守りサポート体制を構築するとともに、事前登録制度や個人賠償責任保険事業の運用により、安全確保と家族の負担軽減に取り組みます。

【具体的な取組】

- (1) おれんじスペース登録
- (2) 高齢者等見守りサポート
- (3) 徘徊高齢者等事前登録制度
- (4) 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

3-2 支援体制の構築（地域づくりとネットワークの強化）

誰もが地域で孤立せず、権利を守られながら安全に暮らせる体制を構築するため、重層的な支援や権利擁護、住宅・避難支援の充実に加え、見守り協定や研修を通じた地域ネットワークの強化と居場所づくりに取り組みます。

【具体的な取組】

- (1) 重層的支援体制整備の充実
- (2) 「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の活用
- (3) 権利擁護事業の推進
- (4) 住宅確保要配慮者に対する支援
- (5) 避難行動要支援者名簿制度
- (6) 福祉避難所の運営
- (7) 見守り協定
- (8) ONE アクション研修
- (9) おれんじスペース

3-3 認知症の人の意思決定支援

認知症の人が自らの意思に基づき、自分らしい暮らしを継続できるよう、認知症カフェや本人ミーティングを通じた対話の場を確保するとともに、あんしんガイドやヘルプカードの普及により、意思表示と適切な支援を繋ぐ体制整備に取り組みます。

【具体的な取組】

- (1) 認知症カフェ
- (2) 本人ミーティング
- (3) 認知症あんしんガイドの普及
- (4) ヘルプカード

3-4 認知症の人の権利利益の保護

認知症の人が不当な権利侵害や経済的被害を受けることなく、安全に自分らしく暮らせる権利を守るため、関係機関による権利擁護ネットワークの構築や虐待防止対策を強化し、成年後見制度の利用支援や専門職への啓発、消費被害防止に向けた情報発信に取り組みます。

【具体的な取組】

- (1) 消費生活センターとの連携
- (2) セミナーによる情報発信
- (3) 防災アプリによる啓発
- (4) 虐待の防止支援、研修会の実施
- (5) 高齢者虐待防止対策協議会の開催
- (6) 地域包括ケア研修会による専門職への啓発
- (7) 権利擁護センター事業
- (8) 権利擁護ネットワーク会議
- (9) 権利擁護ケース検討会議
- (10) 成年後見人等の報酬助成

3-5 適切な医療提供体制の整備

早期診断から日常生活の質の維持までを切れ目なく支える医療体制を整えるため、専門機関の普及啓発や多職種連携を強化するとともに、ポリファーマシー対策や口腔・聴覚ケアの充実、助成事業やセミナーによる情報発信を通じて、健康寿命の延伸と適切な医療提供に取り組めます。

【具体的な取組】

- (1) 地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センターの普及啓発
- (2) 専門職との連携（在宅医療連携協議会 地域ケア会議等）
- (3) ポリファーマシー対策
- (4) オーラルフレイル予防
- (5) 聞こえのチェックリストの啓発
- (6) 補聴器購入費助成事業
- (7) セミナーによる情報発信

3-6 切れ目のない保健医療福祉サービスの提供

認知症の発症前後から生活のあらゆる段階において、適切な支援が迅速かつ円滑に提供される体制を整えるため、初期集中支援チームや各専門職会議を通じた多職種連携を強化するとともに、本人や家族の声を反映した実効性の高い切れ目のない保健医療福祉サービスの提供に取り組めます。

【具体的な取組】

- (1) 専門職との連携（在宅医療連携協議会 地域ケア会議等）
- (2) 認知症疾患医療連携協議会、認知症初期集中支援チーム会議
- (3) 認知症初期集中支援チームの設置
- (4) GH, 施設職員との連携
- (5) 認知症地域支援推進員との連携
- (6) 本人、家族からの意見、声をひろい施策への反映を推進
- (7) 若年性認知症コーディネーターとの連携

3-7 人材の確保、養成、資質向上

地域において認知症の人を支える人材を層厚く確保し、その専門性や対応力を向上させるため、市民向けのサポーター養成や講演会を通じた意識啓発を図るとともに、地域支援推進員やキャラバン・メイトといった専門的役割を担う人材の育成・資質向上に取り組みます。

【具体的な取組】

- (1) おたがいさまねっと講演会
- (2) 認知症サポーター養成講座
- (3) 認知症地域支援推進員、キャラバン・メイトの育成

3-8 相談体制の整備

認知症の人や家族が抱える悩みや課題を早期に解消し、地域で安心して生活を継続できるよう、地域包括支援センターや専門医療機関等との強固な連携体制を整備するとともに、介護者同士の交流支援やあんしんガイドの活用を通じた、身近で包括的な相談体制の構築に取り組みます。

【具体的な取組】

- (1) 地域包括支援センターにおける総合相談支援事業
- (2) GH 連絡会議支援
- (3) 認知症疾患医療センターとの連携
- (4) 関係者間のネットワーク構築
- (5) 認知症地域支援推進員との連携
- (6) 介護者の輪
- (7) 認知症あんしんガイド

基本施策4 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

4-1 予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進

認知症の発症や進行を遅らせ、健やかな生活習慣を地域に定着させるため、通いの場でのフレイル予防や健康づくりリーダーと連携した出前講座を推進するとともに、回想法やコグニサイズなど、多様な予防の選択肢に関する普及啓発と地域活動の充実に取り組みます。

【具体的な取組】

- (1) 通いの場でのフレイル予防の啓発
- (2) 高齢者の介護予防と保険事業の一体的実施による出前講座
- (3) 健康づくりリーダーとの連携
- (4) 回想法スクール
- (5) コグニサイズなど、予防の選択肢の啓発

4-2 早期発見のための連携体制強化

認知症の予兆を早期に捉え、適切な医療・支援へと迅速に繋げる体制を確立するため、地域包括支援センターと認知症疾患医療センターの専門的な連携を軸に、地域住民や身近な医療機関等とのネットワークを強化し、早期発見・早期対応に向けた相談・支援体制の構築に取り組みます。

【具体的な取組】

- (1) 地域包括支援センター、認知症疾患医療センターとの連携